

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
社会福祉法第56条第7項	社会福祉法人の業務の全部又は一部の停止命令	地域福祉課

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。